



Title	イヴァン四世の改革の性格 (1) : 1550年のСудебник 85条の解釈をめぐって
Author(s)	鳥山, 成人; Toriyama, Shigeto
Citation	スラヴ研究, 5, 17-31
Issue Date	1961
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/4953
Type	departmental bulletin paper
File Information	KJ00000113156.pdf



イヴァン四世の改革の性格（1）

——1550年のСудебник 85条の解釋をめぐって——

鳥 山 成 人

1. <妥協>説とその批判者
2. И. И. Смирнов と Б. А. Романов の Судебник 研究と 85 条
3. И. И. Смирнов の 85 条解釈（以上本号）
4. Б. А. Романов の批判（以下次号）
5. 1551年5月11日の приговор 解釈の問題
6. И. И. Смирнов の反論
7. 結語

I

第二次大戦終了の翌1946年 <Вопросы истории> 誌上では、同年の2—3号にのった П. П. Смирнов の論文 <Образование русского централизованного государства в XIV-XV вв.> をめぐって、モスクワ国家の成立の原因に関して論争が行なわれた。¹⁾ この成立の原因の論争は自らその成立および発展過程の段階設定の論議を惹起したが、後者は、同じ <Вопросы истории> 誌上で1949—51年に行なわれた例の時代区分論争において本格的に取上げられた。そしてその際にはモスクワ国家の性格そのものについても——ロシア史における身分制国家段階設定の問題を中心に——意見がたたかわされた。²⁾ しかしこれらの問題は、時代区分論争で論議された他の多くの問題と同様、この論争では最終的な結論を得ることができず、最近でも例えばモスクワ国家の性格について Г. Б. Гальперин が先人の所説の検討の上に立って新たな主張を展開しているのがみられる。³⁾

ところでモスクワ国家の成立・発展とその性格をめぐる問題の一つの焦点は、モスク

1) この論争に参加したのは、П. П. Смирнов の他、И. И. Смирнов、В. В. Мавродин、С. В. Юшков、К. В. Базилевич の4人の学者で、<Вопросы истории> の同年11月号に <討論の総括> がのせられた。関係論文の表題は、История СССР. Указатель советской литературы (1917—1952), т. I, 1956, стр. 27 にのっている。また С. Е. Black (Ed.), Rewriting Russian History. Soviet interpretation of Russian past, N. Y., 1956, pp. 216—18 にこの論争の内容の簡単な紹介がある。

2) この点で特に重要なのは一狭い意味での時代区分論争関係の論文には入らないが— С. В. Юшков, К вопросу о сословно-представительной монархии в России, <Сов. государство и право>, 1950, No. 10 であった。

3) Г. Б. Гальперин, Формы русского государства XV-XVI вв. в трактовке дворянской и буржуазной историографии, <Вестник Ленингр. ун-та>, 1958, No. 17; Его же, Спорные вопросы о форме правления русского централизованного государства в советской историографии, <Вестник Ленингр. ун-та>, 1959, No. 5

ワ国家の中央集権化過程に一時期を画したと考えられる16世紀50年代のイヴァン4世の改革事業を如何に評価するか、という点にある。この評価如何では、モスクワ国家の性格といっても、これより以前と以後で違った性格規定をする必要も起って来る。それから——これとは一応次元を異にする問題であるが——いわゆるスターリン批判で知られる例の20回党大会（1956年2月）の直後、その直接の影響下に歴史学界で取上げられたイヴァン4世の人物評価といった問題においても、¹⁾イヴァンの初期の改革を如何に評価するかは決定的な意味をもっている。イヴァン4世評価の中心問題は彼の治政後半の例の *опричина* 体制を——その道徳的評価は一応別として——必要な、かつ積極的な意味を有したものと考えるか、不必要で否定的な意味しかもたなかったものとするか、という点にあるが、²⁾これに対する解答は *опричина* に先行した50年代の諸改革の性格・成果の評価と密接な関連があるからである。

さてそれでは、50年代の諸改革と、これを推進したイヴァン4世の政府は如何なる性格のものであったであろうか。ソヴェト史学界ではこれを *боярство* と *дворянство* の〈妥協 *компромисс*〉とする見解が支配的であり、教科書などの概説書にも一般にこの説が採用されている。15世紀以来東北ロシア（モスクワ・ロシア）では封建的分散制（分領制）の克服と中央権力（大公権力）の強化、*боярство*・*вотчина* 制の後退と *дворянство* (*дети боярские*)・*поместье* 制の進出が一般的な傾向をなしていたが、イヴァン4世の幼少期に *бояре* の反動政治が行われたため、その圧迫を受けた民衆の動揺・抵抗が次第に激しくなり、イヴァンが親政を開始した1547年のモスクワの暴動でこれがその頂点に達したので、支配階級内部の二つの勢力（*боярство* と *дворянство*）の争いは一時後景に退いて40年代末両者の間に妥協が成立し、50年代の改革も基本的には *дворяне* の要求を満して中央集権を強化しつつも、同時に *бояре* の利益をかなりの程度考慮した妥協的なものであった、というのがこの説の大筋である。そしてこの考え方によると、この妥協体制は本来不安定なものであったからやがて矛盾が表面化して崩壊し、65年 *бояре* 勢力の徹底的な排除のための *опричина* 体制がしかれるにいたったということになる。

イヴァンとの往復書翰で有名なクルプスキー公 князь А. М. Курбский の用語にしたがって古くから〈*Избранная рада*〉と呼びならされている改革期のイヴァンの政府を、ロシアのいわゆるブルジョア史学者は И. Н. Жданov を唯一の例外として Соло-

1) 1956年5月14—15日モスクワの科学アカデミア歴史研究所封建制期ソ同盟史部会は集会を催して、ポクロフスキー学派清算の過程におこって独ソ戦下に頂点に達したイヴァン4世の英雄視の問題をとりあげた、この集会ではまず С. М. Дубровский が〈*О культе личности в некоторых работах по вопросы истории (об оценке Ивана IV и других)*〉なる報告を行ない、これに対して被批判者の一人 И. И. Смирнов が反論（弁護）を試み、この後15人の学者がそれぞれの意見を述べた。この模様は〈*Вопросы истории*〉、1956、No. 9に〈*Об оценке деятельности Ивана Грозного*〉と題してのせられたが、〈*Вопросы истории*〉編集部はこの同じ号に В. Н. Шевляков の〈*К вопросу об опричнине при Иване IV*〉をのせ、またこの前号に дубровский の〈*Против идеализации деятельности Ивана IV*〉を掲載した。

2) この点でロシア史学界には古くから見解の対立がみられた。この問題を中心にロシア史学史におけるイヴァン4世評価の歴史を詳述したものに П. У. Будовниц, *Иван Грозный в русской исторической литературе*, 〈*Истор. записки*〉, т. 21, 1947がある。

вьев から Платонов にいたるまですべて——主にクルプスキーとイヴァンの証言に基いて—— бояре 的なものとして把握してきた。¹⁾ これに対して、50年代の改革そのものの性格の検討から、伝統的な理解を批判して<妥協>説を主張し出したのはマルクス主義の歴史家であった。すなわち Н. А. Рожков はその<Русская история с сравнительно-историческом освещении>, т. IV, ч. I (1923)の中で、彼のいわゆる<дворянская революция>の開始期たるイヴァンの改革期を封建的な князья および бояре と помещики-дворяне との妥協の時期とみなした。<Русская история с древнейших времен>, т. I, гла. 4における М. Н. Покровский の見解もこれに近いものであったが、16世紀を<商業資本主義時代>の始まりとした彼は、この支配階級内部での妥協を、 бояре と помещики-дворяне にブルジョアジーを加えて、この三者間のものでした。^{2) 3)}

Рожков はメニシェヴィキ系の学者であったので革命後の学界ではあまり重んぜられず、他方 Покровский の権威も周知のごとく1934年の党および政府指導者による批判の後矢墜したが、彼らの主張した<妥協>説はその後も生きのびた。⁴⁾ そればかりでなくこの理論は、30年代末からモスクワ時代史研究の第一人者となった С. В. Бахрушин 教授によって継承・発展せしめられることによって、次第に定説化していった。⁵⁾ Бахрушин は、彼自身がその監修者の一人で、同時にイヴァン4世時代の部分の執筆者でもあった大学教科書<История СССР> т. I (1939)やその著書<Иван Грозный> (1942)⁶⁾で、<妥協>説に立ってイヴァンの改革期を説明した。⁷⁾ 次いで彼は1949年<<Избранная рада> Ивана Грозного>なる論文⁸⁾を發表し、<Избранная рада>の成員の社会的構成、その政策の特徴、その解体の原因を検討して、この機関が妥協的性格のものであって、これがその政策にも反映したことを主張した。この論文は<妥協>説を実証的に基礎づけたすぐれた研究として学界で高く評価された。

Бахрушин のこの研究が發表された後学界には、これによって確立された(とみなされた)<妥協>説を前提とする、またはこれを補強する特殊研究が次々に發表された。⁹⁾

1) См. И. И. Смирнов, Очерки политической истории русского государства 30-50 х годов XVI века, 1958, стр. 139-42; С. В. Бахрушин, Научные труды, т. II, 1954, стр. 331

2) cf. M. N. Pokrovsky, History of Russia from the Earliest Times to the Rise of Commercial Capitalism, N. Y., 1931, p. 132; Black, op. cit., pp. 230-31; И. Смирнов, Указ. соч., стр. 142-45; Будовниц, Указ. ст., стр. 331-37

3) なお А. Е. Преснянов も, С. Ф. Платонов, Иван Грозный (1923) への書評においてではあったが、<妥協>説に近い立場をとった。(См. И. Смирнов, Указ. соч., стр. 143-4)

4) 例えば Малая советская энциклопедия, изд. 2-ое, т. 4, 1936, стр. 642 の<Избранная рада>の項目も<妥協>説をとっている。

5) 但し、この場合、Рожков の<дворянская революция>や Покровский の<商業資本主義>といった範疇の排除に伴なって<妥協>説の内容にもしかるべき修正が加えられていったことはいうまでもない。

6) これは、1945年に増補されたものが、後に С. В. Бахрушин, Научные труды, т. II, 1954に収められた。

7) История СССР, т. I, 1939, стр. 356-57; Бахрушин, Научные Труды, II, стр. 267-74

8) <Истор. записки>, No. 15, 1954所収。この論文も「著作集」第2巻に収められている。

9) この種のものには、筆者がこれまでに見たものだけでも、以下で関説する А. А. Зимин と Б. А. Романов のそれぞれ若干の論文の他に、次のようなものがある。(但し、等しく<妥協>説をとる

概説的な著書にもこの説は採用され、例えば С. В. Юшков の法制史では、「<Избранная рада> は, боярство と дворянство の間の妥協に基く政策を遂行した」とされ,¹⁾ 1955 年に出た <Очерки истории СССР. Период феодализма, конец X V в.-начало X V II в.> では, 16 世紀 50 年代の内政を取扱った節が <Правительство <компромисса> и реформы 50-х годов X VI в.> と題された。この間 1950 年に Бахрушин は歿したが, その前後 1949 年 11 月から 1951 年 3 月にかけて行なわれた時代区分論争についてみても, 封建時代関係の論争を概括してしめくくった論文 <О периодизации истории России эпохи феодализма>²⁾ で Л. В. Черепнин は <妥協> 説の上に立っていた。³⁾ 現在恐らくモスクワ時代関係随一の史料通たるこの Черепнин は, 彼が編集して 1956 年に出版された一史料集の序文でもこの説を支持した。⁴⁾

ところでこの 1956 年の 5 月には 20 回党大会の個人崇拜批判に影響されて前記のようにイヴァン 4 世の評価について問題が提起され, その際 Бахрушин の著書・論文, 特に前掲の <Иван Грозный> は, イヴァンの非科学的な英雄視の一つの見本としてするどく批判された。しかしこの時にも <妥協> 説は問題とされず, 批判者の一人 Шевляков のごときもこの説をとっていた。⁵⁾ そしてこの論争のあとに出た <ソ同盟史> の新しい大学教科書⁶⁾ の関係部分でも, Бахрушин の教科書にみられたようなイヴァン 4 世の英雄視は姿を消したが, 彼の <妥協> 説は大体において踏襲された。⁷⁾ この教科書でも, 前記の 1955 年の <Очерки> でも, イヴァン 4 世時代の主要な部分の執筆者は А. А. Зимин であるが, 彼は Бахрушин の後継者として現在最も注目される中堅研究者である。⁸⁾

以上, <Избранная рада> の構成と政策を妥協的性格のものとする立場が, ソヴェト

学者の間にも具体的な問題については多少の一時にはかなりの一意見の相違はある)

С. О. Шмидт, Правительственная деятельность А. Ф. Адашева, <Ученые записки М. Г. У.>, вып. 167, 1954

В. И. Буганов, <Государев разряд> 1556 г. и реформы 50-х годов XVI в., <История СССР>, 1957, No. 5

А. А. Зимин, И. С. Пересветов и его современники, 1958

С. О. Шмидт, Соборы середины XVI века, <История СССР>, 1960, No. 4

1) С. В. Юшков, История государства и права СССР, ч. I, изд. 3-ое, 1950, стр. 245

2) <Вопросы истории>, 1950, No. 2 所収。なおこの論文は Л. В. Черепнин と В. Т. Пашуго の共同執筆の形になっているが, モスクワ時代の部分はその専門からみて前者の手になったと考えられる。

3) Cf. Zur Periodisierung des Feudalismus und Kapitalismus in der geschichtlichen Entwicklung der UdSSR, 1952, S. 448, 458

4) Памятники русского права, вып. 4, 1956, стр. 27

5) В. Н. Шевляков, Указ. ст., <Вопросы истории>, 1956, No. 9, стр. 73

6) История СССР, т. I, 1956. この本の стр. 853 には Дубровский, Против идеализации деятельности Ивана IV が参考文献の一つとしてあげられている。

7) См. История СССР, т. I (1956), стр. 235-40

8) この意味で, А. М. Сеницын, О работе Института истории АН СССР в 1958 году, <Вопросы истории>, 1959, No. 5, стр. 199 で近刊を予告されている彼の著書 <Реформы Ивана Грозного> において, А. А. Зимин が <妥協> 説を如何に具体化(補強・修正)しているかは, 大いに関心のもたれるところである。すでに彼は例えば <К истории военных реформ 50-х годов XVI в.> (<Истор. записки>, No. 55, 1956)の中でモスクワ近傍での поместье 賜与による 1550 年のいわゆる <Избранная тысяча> 創設が計画だけにとどまって実行はされなかったとの大胆な新説を唱えており, もしこれが正しいとすると, 50 年代の дворяне-поместье 強化策は従来考えられていた程のものではないことになり, <妥協> 説は新に有力な一論拠を得たことになる。

史学界で支配的なものであることを述べてきた。¹⁾しかしこの立場が、過去においても現在においても学界で批判者をもたない唯一のものであるわけではない。われわれは少なくとも二人の有力な専門家をその批判者としてあげることができる。一人は1952年に歿した С. Б. Веселовский であり、²⁾もう一人は И. И. Смирнов である。前者は、ソヴェト史学界で活躍しながら、この学界の全般的な方向、すなわち歴史現象へのマルクス主義的アプローチとも、いわゆるソヴェト愛国主義 советский патриотизм とともにほとんどまったく無縁な歴史家、革命前のロシア史学の伝統をそのまま継承したということのできる古い型の歴史家であった。³⁾したがって〈妥協〉説といった多分にマルクス主義的な発想に基く考え方に対して、彼は元来あまり関心をもたず、この説に対する彼の批判は、それ自体としてではなく、〈Первый опыт преобразования центральной власти при Иване Грозном〉⁴⁾などの実証的研究を通じて間接に——しかし極めてすどく——行なわれた。彼がもっとも力を注いだモスクワ・ロシアの土地制度研究の集大成ともいべきその主著 〈Феодальное землевладение в северо-восточной Руси〉, т. I (1947)⁵⁾も、〈妥協〉説に対する多くの批判点を含んでいた。⁶⁾

これに対して И. И. Смирнов は、この Веселовский の著書に対する書評〈С позиции буржуазной историографии〉で、その欠陥（と彼が考えたも）のをブルジョア史学の影響としていること⁷⁾からも明かなように、マルクス主義の歴史家、しかも典型的なソ

1) なお Большая советская энциклопедия, изд. 2-ое, т. 17, 1952, стр. 362-63 の〈Избранная рада〉の項目も〈妥協〉説をとっている。

2) См. Академик С. Б. Веселовский (1876-1952), 〈Изв. АН СССР. Серия истории и философии〉, 1952, т. 9. No. 1

3) С. В. Бахрушин は、〈Юбилейный сборник АН СССР, посвященный 30-летию Великой Октябрьской социалистической революции〉, ч. 2, 1947 にのった〈Иван Грозный в свете новейших исследований〉の中で、Веселовский の論文〈Учреждение Опричного двора Ивана Грозного в 1565 г. и отмена его в 1572 г.〉(〈Вопросы истории〉, 1946, No. 1) について、この「論文は孤立している」といっているが(Бахрушин, Научные труды, II, стр. 360), この論文に限らず、Веселовский の研究活動全体がその晩年にはソヴェト史学界で孤立していた。ただし彼の実証の成果は現在でもよく利用されている。

4) 〈Истор. записки〉, No. 15, 1945 所収。

5) 本書は Часть I (Частное землевладение) と Часть II (Землевладение митрополичьего дома) からなり、т. II に Часть III (Монастырское землевладение) と Часть IV (Крестьянское з.) が収められるはずであったが(См. т. I. стр. 16), これは出版されなかった。

6) Веселовский の立場は、モスクワ・ロシアの全体像においても、またその多くの基本的問題においても、ソヴェト史学の大勢と相容れないものであった。彼は、モスクワ・ロシアの経済をソヴェト史学界で一般に考えられているよりはるかに原始的なものと理解し、その社会制度・政治組織などにも〈родовая связь〉, 〈удельная система〉の存続を認めた。したがって〈妥協〉説に対しては彼は、大ざっぱに言えば、以下にみる И. И. Смирнов —彼は50年代の政府と政策の дворяне 的性格を主張している—とは逆の方向からの批判者であったということになる。なお彼の非マルクス主義的な歴史理解は、彼がこの著書の стр. 50-55 その他で、 боярство の弱化を вотчина の分割相続・細分化から説明している点などに端的に現われていた。

7) この書評は、〈Вопросы истории〉, 1948, No. 10 にのった。なおこの批判の調子はちょうどこのころ党の指導者 А. А. Жданов によって、展開されていた〈ブルジョアのコスモポリタニズム〉清算の運動と関連があるように思われる。Веселовский の著書の第二巻が出版されなかったことも恐らく同様の事情によるものであろう。

ヴェト歴史学者であって、¹⁾ 戦時中にはその<Иван Грозный> (1944)で Бахрушин 同様イヴァン4世を<人民の英雄>視し、このため後に Бахрушин とともに批判された。しかし1550年代の政府とそれが実施した政策の性格については、この<Иван Грозный>においてすでに彼は Бахрушин と見解を異にしていた。Leo Yaresh はこの著書について「特に注目すべきは50年代の改革に関する章であって、彼はこの改革を the feudal nobility (бояре) の利益に対する the court-noble landowner (дворяне) のその勝利の結果とみており、それゆえ、それが階級的妥協を表現していたということを否定している」と記しているが、²⁾ 事実 И. Смирнов はこの著書で、40年代末に「дворянство と посад に依拠する新たな、反 бояре 的な党派への権力の移行」が行なわれたとし、50年代の改革を бояре と княжата に対して дворяне-помещики の利益のために行なわれたものと説明していたのであった。³⁾

しかしこの<Иван Грозный>は元来が啓蒙書であって、50年代の改革に対する彼の理解も、そこでは実証的な裏づけをほとんど与えられていなかった。彼が専門的な研究論文で自己の見解を具体的に展開したのは、主にこの後のことである。⁴⁾ そして1958年になって彼はこの関係の自己の研究を集成した Очерки политической истории русского государства 30-50х годов XVI века を世に問うた。この著書は付録4編を除いて20章からなり、それが第1部(30~40年代の貴族 бояре 政治)、第2部(50年代の政府とその活動の性格)、第3部(50年代の諸改革)にまとめられているが、それぞれの章は独立の論文としても取扱うことのできるものであり、⁵⁾ この著書全体を通じてイヴァン4世初政期の政府と政策に対する、<妥協>説とは違った И. Смирнов の理解が多面的かつ具体的に展開されている。したがって本書は、Веселовский の著書とはまた違った意味で、将来研究史の上に残るべき貴重な文献であり、わが国の学界にも紹介されてしかるべきもののように思われる。⁶⁾

1) См. 50-летие И. И. Смирнова, <История СССР>, 1959, No. 4, стр. 228

2) Black, op cit., p. 236

3) См. Б. А. Романов, К вопросу о земельной политике Избранной рады, <Истор. записки>, No. 38, 1951, стр. 252-53

4) もっともこれ以前にも彼は、1939年<Ученые записки Ленингр. ун-та>, No. 48 に発表された<К вопросу о мерах в московском государстве XVI века>—彼の著書 Очерки политической истории русского государства 30-50х годов XVI века (1958) の第20章<Унификация мер>は、この論文の再録と思われるが、これは、16世紀のロシアにおける量目の全国的統一の実現を主張して、中央集権の強化が従来考えられていた以上に進んでいたことを示唆したものである—などで50年代の改革について<妥協>説とは違った理解を示していた。

5) 事実、それらのなかには筆者自身が、かつて独立の論文として発表されたものであることを註記しているものがあり、また筆者のことわっていないものでも、発表済の論文の再録であることの確認ないし推定できるものがある。しかし、最初に発表された時期のわからない章も少なくなく、その上、この著書で始めて発表された部分もある可能性がある。それから再録されたものについて、再録の際に新たに手が加えられたかどうか、大部分の章についてはわからない。こうした点は、著者の学説を発展的にとらえようとする者にとってすこぶる不便なことであるがやむを得ない。

6) ソヴェト史学界におけるこの書物の評価は恐らく<Вопросы истории>, 1960, No. 1 にのった В. Б. Кобрин の書評と<История СССР>, 1960, No. 4 の В. И. Буганов のそれに代表されている。二つの書評はともに И. Смирнов の研究の重要性を認めながらも、С. Бахрушин 以来の<妥協>説の立場に立って、Смирнов の主張をほとんど全面的に批判している。<The Slavonic and East European Review>, Vol. 38, No. 91 (June 1960) の N. Andreyev の書評の方が著者に対してより好意的である。

しかしこの И. Смирнов の著書全体を紹介・検討することは本稿の目的とするところではない。以下本稿では、本書で扱われている問題のうちもっとも重要と思われるものを一つだけ取上げ、これに関する И. Смирнов の見解を<妥協>説の立場からのものと対比しつつ紹介・検討するに止める。すなわち、表題にかかげたように、焦点を1550年の Судебник 85条の解釈の問題にしぼって、これをめぐる И. Смирнов と<妥協>説の論争を紹介し、それによって両説の内容を、史料解釈という歴史学の基礎作業の分野において具体的に検討することが本稿の主な目的である。

II

1550年の Судебник の編集がイヴァン4世の改革事業中最も重要なものの一つであることはよく知られているところであり、従ってこれに関する研究文献も古くからかなり多数出ている。¹⁾

しかしそれらのなかでもこの法典を全面的に取扱ったものとなると、その数は意外に少なく、革命前には19世紀70年代に出た М. Ф. Владимирский-Буданов のもの²⁾がほとんど唯一のものであり、革命後も本格的な研究書は永い間現われなかった。ソヴェト史学界でこの法典の本格的な研究が行なわれるようになったのは、第二次大戦後のことであり、そしてその先鞭をつけたのは、他ならぬ И. Смирнов が1947年に発表した論文 <Судебник 1550 г.>³⁾であった。⁴⁾

この И. Смирнов の論考は、かなり長いものであったが、論点を 1. Составление Судебника, 2. Вопросы управления в Судебнике, 3. Вопросы гражданского права в Судебнике, 4. Законодательный процесс の4点(4章)に整理してあって、かつての Владимирский-Буданов の研究のように Судебник 全条の逐条的註釈を目的としたものではなく、その限りでは Судебник の全面的な研究とはいうことのできないものであった。しかしこの4つの論点全部を通じて И. Смирнов は、終始綿密詳細な史料(条文)解釈をもとに、Судебник 全体の底を流れている立法者の政治的志向を論理的かつ執拗に追跡しており、この意味でこの研究は正に画期的なものであった。しかも、この場合 И. Смирнов が Судебник 全体から立法者の基本的な志向として読取ったものは、中央集権の推進とそのための бояре 勢力の排除および дворяне-помещики の保護・育成という一貫した意図であったから、この論文は、彼がすでに3年前の <Иван Грозный>で明かにしていた、50年代の改革に対する<妥協>説とは違った自らの評価に、一つの、しかも極めて重要な実証的基礎づけを与えたものでもあった。

しかし、第二次大戦後のソヴェト史学界におけるこの法典の研究は、И. Смирнов の

1) 研究文献の主なものについては、Памятники русского права периода укрепления русского централизованного государства. XV-XVII вв., вып. 4, 1956, стр. 348-50 を見よ。

2) М. Ф. Владимирский-Буданов, Хрестоматия по истории русского права, вып. 2 (раз. изд.)

3) <Истор. записки>, т. 24, стр. 267-352

4) См. Б. А. Романов, Судебник Ивана Грозного(по поводу исследования И. И. Смирнова), <Истор. записки>, т. 29, 1949, стр. 200-35

この研究によって先鞭をつけられながらも、大勢としては<妥協>説の線にそって進められた。この点でもっとも重要な業績を残したのは最近物故した Б. А. Романов (1889~1957) であった。彼は50年に近いその研究生活を通じていわゆる Древняя Русь とロシア帝国主義の二つの異った研究領域でともに注目すべき業績を発表し続けた有能な研究者であるが、¹⁾ 前者の分野では晩年の彼の主な研究対象は1550年の Судебник であった。²⁾ 彼はまず1949年<Судебник Ивана Грозного>³⁾ を公にしたが、この論文はその副題<По поводу исследования И. И. Смирнова>からもわかるように、この2年前に出た И. Смирнов の研究に対する疑問を開陳してこれを批判したものであった。次いで彼は1951年<К вопросу о земельной политике Избранной рады (стр. 85 Судебника 1550 г.)>⁴⁾ を発表した。これは前の論文でもとりあげた Судебник 85条の解釈について И. Смирнов の説をさらに詳しく批判したものであった。1952年科学アカデミーの歴史研究所は Б. Д. Греков の監修で大冊<Судебники X V-X VI веков> を出版したが、このうち1550年の Судебник の註釈は Романов が担当した。これは<妥協>説に立つ Романов の解釈が学界で支持を得たことを意味した。⁵⁾ この後にも Романов は Судебник の一部の条項に関連して<О полном холопе и сельском попе в Судебнике 1550 г.>⁶⁾ なる特殊研究を発表した。さらに1955年の彼の論文<К вопросу о 15-рублем максимуме в служилых кабалах X VI в.>⁷⁾ も Судебник 78条の解釈に関するものであった。そしてこの場合にも彼の解釈は、G. Stökl の指摘しているように⁸⁾ 「<Избранная рада>の時代にとって特徴的な die Befriedungs-und Kompromisspolitik の枠によく適合する」ものであった。

Романов のこれらの研究の他、Л. В. Черепнин と А. А. Зимин の若干の著書・論文⁹⁾ も、И. Смирнов の Судебник 解釈に対する批判点を含んでいた。それから、1956年に出た<Памятники русского права>、вып. 4で<Судебник 1550 г.>の部分を担当した А. Г. Поляк も一序論 введение では、Г. И. Смирнов と Б. А. Романов の間で、1550年の Судебник が дворянство の要求を表現する文書であるか(И. Смирнов)、それともその諸規定が領主階級全体の期待と希望を反映しているか(Б. Рома-

1) См. С. Н. Валк, Творческий путь Б. А. Романова, <Истор. записки>, No. 62, 1958

2) 後者の分野では、晩年に Романов は<Очерки дипломатической истории русско-японской войны. 1895-1907>, 1947 (Изд. 2-ое, исправленное и дополненное, 1955)を公けにしている。なお彼の<Россия в Маньчжурии (1892-1906)>, 1928 は「満洲における露国の利権外交史」(昭和9年)と題して邦訳されている。

3) <Истор. записки>, No. 29, стр. 200-35

4) <Истор. записки>, No. 38, стр. 252-69

5) これは、<妥協>説がソヴェト史学界で定説化しているという、前節での筆者の観察の一つの傍証にもなる事実である。

6) Сборник <Академику Б. Д. Грекову ко дню 70-летия>, 1952, стр. 140-45

7) <Истор. записки>, No. 52, стр. 325-35

8) Günther Stökl, Von der Entstehung des Kiever Staates bis zum Ende der Wirren (Zeitschriftschau), <Jahrbücher für Geschichte Osteuropas>, Bd. IV, No. 2 (1956), S. 214-15

9) Л. В. Черепнин, Русские феодальные архивы XIV-XV веков, ч. 1-2, 1948-51; А. А. Зимин, О сложении приказной системы на Руси, <Докл. и сообщ. Института истории>, вып. 3, 1954; Его же, К истории военных реформ 50-х годов XVI в., <Истор. записки>, No. 55, 1956

нов), という点で論争が行なわれている。これらの係争問題は文献ではなお最終的な解決を見出さなかった。¹⁾としながら——その解説 историко-правовой обзор では、問題のある多くの条項を大体において Романов によって説明し、〈妥協〉説的な解釈を下した。このような事情のため И. Смирнов は、1958年その著書に上記の〈Судебник 1550 г.〉を収めるに当たって²⁾この論文に多少手を加え、本文および註で彼に対する批判者達の諸論点にふれて反批判を試み、自説を擁護した。³⁾

ところでこのような論争の対象になった1550年の Судебник 全体のなかで、問題の85条はどのような比重を占めるものであろうか。85条はそれ自体重要なものであるばかりでなく、その解釈——特にこの条項における立法者の意図の発見——がまたすこぶるむずかしい条項である。この条項が重要なものであることは、比較的新しい文献だけについてみても、例えば1955年の〈Очерки истории СССР. Период феодализма, конец XV в.-начало XVII в.〉のうち1550年の Судебник を扱った部分で、それと明示して本文のなかで取上げられている唯一の条項がこの85条であること⁴⁾や、Юшков や L. Schultz の法制史概説書⁵⁾で、また〈ソヴェト大百科〉の〈Судебник 1550 г.〉の項目⁶⁾でこの85条が取上げられていることから明かである。〈Памятники русского права〉, вып. 4でも Поляков の前記の序論の他、Л. В. Черепнин の序文 предисловие で、85条は重要な条項の一つとして言及されている。⁷⁾また С. Н. Валк は Романов による1550年の Судебник 研究の重要性を述べた際に次のようにいつている。

「一例として Б. А. が注意をむけた一つの問題、すなわち土地所有と……土地のための闘争の歴史にかかわる問題を取りあげよう。この問題に関連する Судебник 85条は長い条項であって、沢山の条件と留保を伴う実に多くの規範を含んでいる。その術語 терминология は不明瞭で多くの点で不明確である。Б. А. がこの条項全体を〈極めて一般的、抽象的〉、〈淡色で暗号めいた〉とよんだのももったもなことであった。⁸⁾

この Валк の言葉は85条の重要性とともにその解釈の困難性を指摘しているが、事実この条項で使われている特に不明瞭な術語については、後にみるように、すでに19世紀に学界でその解釈について意見の対立がみられた。そしてこの85条に関する И. Смирнов と Романов の論争も、一面ではこの術語の解釈をめぐるものである。しかし彼らの論争の根底には、この法典があまれたイヴァン4世初政期の全体像における両者の相違がひそんでいる。この史料解釈とそれを支えるこの時代の全体像との密接な関連

1) Памятники русского права, вып. 4, стр. 230

2) И. И. Смирнов, Очерки политической истории русского государства 30-50-х годов XVI века, стр. 309-398 (Глава пятнадцатая. Судебник 1550 г.)

3) なお Там же, стр. 309の註によると、И. Смирнов はこの反批判をさらに具体化するため特別の著作を考慮中のようである。

4) Очерки истории СССР. Период Феодализма, конец XV в.-начало XVII в., стр. 340. この部分の執筆者は А. Н. Мальцев である。

5) С. В. Юшков. История государства и права СССР, ч. 1, изд. 3-ое, 1950, стр. 285-6; L. Schultz, Russische Rechtsgeschichte, 1951, S. 137

6) Большая советская энциклопедия, изд. 2-ое, т. 41. 1956, стр. 213-15

7) Памятники русского права, вып. 4, стр. 26

8) С. Н. Валк, Указ. ст., стр. 279

は、この二人の学者の論争の検討に当って見失われてはならない点である。

しかしこれは何もこの二人の学者に限ったことではない。〈妥協〉説の確立者たる他ならぬ С. В. Бахрушин がすでに、Романов や И. Смирнов の研究の出る以前、1945年の〈〈Избранная рада〉 Ивана Грозного〉でこの85条を——彼自身はこれについて特別の研究をしたわけではないが——〈妥協〉説の線にそって理解していた。¹⁾ただし彼の理解は後の Романов のものとはやや違っていた。同じく С.В. Юшков も、〈妥協〉説の枠内においてではあったが、彼独自の、そしてかなり曖昧な解釈をとっていた。²⁾これは Бахрушин 同様 Юшков が、1550年の Судебник については専門的な研究を行なわなかったこととも関連すると思われる。³⁾ Романов の研究が出てからは、〈妥協〉説の立場からのこの条項の解釈は、Романов のその線にほぼ統一された。⁴⁾そして〈妥協〉説が学界の大勢を支配していた以上、〈妥協〉説に批判的な И. Смирнов の解釈は当然学界で市民権を獲得できず、この点は現在でも変わっていないように思われる。⁵⁾筆者の知る限りでは、1957年に出た一教授用参考書における А. И. Копанев のこの条項の説明がただ一つ例外的に И. Смирнов の解釈をとっている⁶⁾が、これもこの参考書が当の И. Смирнов の編集にかかわるものであることを知れば、むしろ当然のことと思われる。

ただこうしたなかにあって一つ注目されるのは Л. В. Черепнин の見解である。彼は50年代の改革全体の評価においては前記のように〈妥協〉説にしたがっているのであるが、この重要な条項については、Романов とはかなりニュアンスの違った、部分的には И. Смирнов に近い特徴づけを行っている。⁷⁾彼も1550年の Судебник については少なくとも現在までのところ専門的な研究を発表していないので、⁸⁾その特徴づけの具体的な論拠を知ることは残念ながらできないが、彼の理解には、前掲の С. Б. Веселовский の著書におけるこの問題の取扱い⁹⁾が影響を与えていると思われる一面がある。なお Веселовский の叙述はこの問題の歴史的背景を知る上に重要なもので、以下の論

1) С. В. Бахрушин, Научные труды, II, стр. 350-51

2) Юшков, Указ. соч., стр. 285-86

3) 1497年の Судебник については、彼には、〈Судебник 1497 года〉(〈Ученые записки Саратовского Г. У.〉, т. V, вып. 3, 1926)なる専門研究がある。

4) См. Очерки истории СССР. Период феодализма, конец XV в.-начало XVII в., 1955, стр. 340; Большая советская энциклопедия, изд. 2-ое, т. 41, 1956, стр. 214; Памятники русского права, вып. 4, 1956, стр. 328-32

5) И. Смирнов の著書に対する学界の一般的評価を代表していると考えられる前記の書評で В. Б. Кобрин は、「最大の異論を惹き起こすのは И. И. Смирнов による Судебник 85条の解釈とこの問題に関する彼の Б. А. Романов との論争である。」と記している。(〈Вопросы истории〉, 1960, No. 1, стр. 157)

6) Очерки истории СССР. Конец XV-начало XVII в., 1957, стр. 85. なお Копанев は1550年の Судебник 全体の理解においても、И. Смирнов に従っている。(Там же, стр. 121-23)

7) Памятники русского права, вып. 4, предисловие, стр. 26

8) 1497年の Судебник の研究については彼は現在第一人者である。彼はその著書〈Русские феодальные архивы〉, ч. 2, 1951の最後の章をこの Судебник の研究にあて、〈Судебники XV-XVI веков〉, 1952でこの法典の註釈を担当し、〈Памятники русского права〉, вып. 3, 1955でその現代語訳を試みている。

9) Веселовский, Указ. соч., стр. 20 и сл

述の間にも何回か論及されるはずである。



さて問題の Судебник 85 条の全文は次のとおりである。¹⁾

Ст. 85. А о вотчинах суд.

§ 1. Кто вотчину продаст, и детем его и внучатом до тое вотчины дела нет, и не выкупити ее им; а братья будут, или племянники, в тех купчих, в послусах, и им, и их детем, и внучатом до тое вотчины по тому ж дела нет.

§ 2. А не будет братьи в послусах, или племянников: и братья или сестры или племянники ту вотчину выкупят.

§ 3. А станет тот купец ту вотчину продавати, и тем продавцом ту вотчину у них купити полюбовно, как ему тот продавец ту вотчину продаст; а не полюбовно ему вотчины не выкупити.

§ 4. А судити о вотчине за сорок лет; далее сорока лет вотчичем до вотчины дела нет, и до купель дела нет; а кто куплю продаст, и детем и братье и племянником тое купли не выкупити.

§ 5. А кто напишет свою куплю детем своим после своего живота, ино им та вотчина: то им держати в вотчину, и вперед им та вотчина выкупити, по тому ж указу, за вотчину.

§ 6. А кто вотчину свою выкупит в те урочные сорок лет, и та ему вотчина держати за собою, а иному ему тое вотчины не продати, ни заложити в чужой род, а отдати ему та вотчина в свой род, по тому ж, кого в прежних купчих в послусах нет.

§ 7. А кто выкупит вотчину чужими денгами или заложит или продаст, а доведет на пего продавец, что он выкупил чужими денгами и держит ее не за собою: и та вотчина прежнему продавцу безденежно.

§ 8. А кто похочет вперед свою вотчину, мимо вотчичев, заложити у стороннего человека: и тем сторонним людем, не вотчичем, те вотчины в заклад имати в толке, чего та вотчина стоит. А возмет кто сторонней человек, а не вотчич, вотчину в заклад болши тое цены, чего та вотчина стоит, и кто вотчич учнет бити челом, что закладывает или уже заложил в чужой род: и тому вотчичу та вотчина в заклад взяти, в меру, что та вотчина стоит; а что тот денег взаймы дал лишек, болши тое цены, чего та вотчина стоит, и у того денги пропали.

§ 9. А кто свою вотчину променит не вотчичу, а примет денег, и кто вотчич

1) § 1.-§ 9. の区分けは, Б. А. Романов, К вопросу о земельной политике Избранной рады, <Истор. записки>, No. 38, стр. 254 の例によって, 以下の説明の便宜のために付したものである。この条項のテキスト・クリティークについては, Судебники XV-XVI веков, стр. 171-72 と Памятники русского права, IV, стр. 256-57 の註を参照のこと。

учнет ту вотчину выкупати: и тому та вотчина выкупити, а земли ему оставити в меру столко, сколько он своей земли променил.

一読して明かなようにこの条項は **вотчинники** のもっとも重要な権利の一つである氏族成員による土地買戻しの権利 **право родового выкупа** を扱ったものであるが、**И. Смирнов** は1947年の論文 <Судебник 1550 г.> でこれを、この **Судебник** の土地問題関係の諸条項中もっとも重要なものとして取上げた。彼によるならば「この権利の本質は、ある人が他の人に **вотчина** を売った場合、売った人の同族 **родичи** が売った土地を買戻す権利を有したことにあった。」そしてこの権利は「発生的には氏族制の時代と結ばれていて、氏族的土地所有制の遺制の一つであった」が、封建社会の私的土地所有制の下では領主階級によってその階級の利益を守るために利用されるものとなることによって、「本質的にその性格を変えた。」特に16世紀になって土地の動産化の過程が進行して来ると、この権利は、「それが土地の動産化の過程に逆らう可能性を与えるものであったがゆえに、**вотчинники** の勢力が立脚する基礎の一つであることによって、**вотчинное землевладение** の運命にとって大きな意義をもった。」¹⁾

16世紀における土地の動産化、特に **князья** や **бояре** の **вотчины** の動産化は、**И. Смирнов** が85条の解釈に当って、その前提として特に重視したところである²⁾ が、これは彼がそこに「支配階級の一部をなす新しい発展してゆく社会グループ、とりわけ **помещики** の側からのますます強くなってゆく圧迫を受けていた **вотчинное землевладение** の危機」をみたからであった。彼によるならば「**поместное землевладение** の発達絶えず新しい土地のストックを必要とした」が、そのような土地ストックの源泉となったのは(教会領を別とすれば)自由農民の住む **черные земли** と俗人の **вотчины** であった。そして前者の **поместье** への転化は直接国家権力によって行なわれたが、後

1) Судебник 1550 г. стр. 318

2) **Феодалное землевладение в северо-восточной Руси, I**, стр. 18-36で **древняя Русь** の **выкуп родовых вотчин** 一般を論じた **С. Б. Веселовский** も16世紀における土地動産化に注目していた。しかし **И. Смирнов** が以下にみるように、85条は買戻し権を制限することによって土地の移動を容易にしたと考えたのに対して、**Веселовский** は、この条項をもって土地の移動一般、特に土地投機を規正する目的をもつものと考えた。**Смирнов** が85条で土地買戻し権に加えられた諸制限とみなしたものを、**Веселовский** はこの **Судебник** における新らたな積極的制限とは考えず、それまでの部分的な立法や慣行の集約とみたのである。

なお、この85条が **Иван III** の **Судебник (1497)** には該当条項をもたない新らしい条項の一つであることも、16世紀における土地動産化の進展とこの条項の関連を主張する場合の論拠となるであろう。ただし、これが全く新らしい条項であるということは、問題の多い **Василий III** の **Судебник** ないしは1538-39年の **Судебник** の存在について否定的な立場をとる場合にのみ断定的にいえることであるが、この問題については現在のところ存在説(**С. В. Юшков**, **История государства и права СССР, I**, стр. 163; **Б. Д. Греков**, **Крестьяне на Руси, II (1954)**, стр. 287-88; **Его же**, **Судебники XV-XVI веков, предисловие**, стр. 7) に対して、否定説(**И. Смирнов**, **Очерки политической истории русского государства 30-50 х годов XVI века**, стр. 313-18; **Б. А. Романов**, **Судебник Ивана Грозного, <Истор. записки>**, No. 29, стр. 202; **Его же**, **Судебники XV-XVI веков**, стр. 191; **А. А. Зимин**, **Памятники русского права, IV**, стр. 556) が有力であり、筆者もかつては存在説をとったが(平凡社, **世界歴史事典**, 24, p. 311) 現在では否定説に傾いていることをこの機会にことわっておく。

者については「*вотчинное землевладение* にほこさきをむける一連の方策によって、迂路をへて」目的が達成された。16世紀のモスクワ政府の土地政策の中心課題は、このような方法による *поместное землевладение* の育成にあったが、1550年の *Судебник* はこのための初期の立法の一つであり、とりわけ「85条は同族による買戻し権を単に立法的に整備しているばかりでなく、それを制限している——しかも極めて本質的に制限している」点で特に重要性をもっていた。¹⁾

ところでこの買戻しの権利の制限は四つの側面から行なわれた。「第一に *Судебник* は *родовые вотчины* の買戻し権が留保される関係者の範囲を制限している。」 (§1, 2) *Судебник* は *вотчина* の売手とその直系卑族に対してこの権利を否認し (*дела нет*)、この権利の行使を兄弟、甥などの傍系親族にのみ許している。しかし後者のうちでも、売買契約の際に (*в тех купчих*) 証人として (*в послусах*) 関係したものは、この権利を失う。これは極めて重要な点である。*вотчина* の買手は、売手の傍系親族が証人として契約締結に参加することを求めて、将来買戻しを受ける可能性を排除することができ、他方、「*вотчина* の土地の売却は常に必要に迫られた行為であった」ので、売手はこの買手の要求をのまざるを得なかったからである。²⁾

第二の制限は、買戻し権の行使有効期間を40年にきめたことである (§4)。かつて *М.Ф. Владимирский-Буднов* が指摘したように「より古い時代には」この有効期間は「恐らくやままったく決められていなかった」³⁾ のであるから、40年という期限は「同族の買戻し権の制限を志向した方策とみられるべきである。」⁴⁾

第三の制限は *купеля* (新に購入した土地) について買戻しが認められていないことである (§4)。*купеля* は相続されて *вотчина* になった時に始めて買戻し可能なものとなる (§5)。*Судебник* が「*купеля* を同族による買戻し権の有効範囲から除外しながら同時に、相続された *купели* を *родовые вотчины* と同等に扱っている」のは、一見矛盾しているようであるが、そうではない。*Судебник* は「二重の方法で、すなわち、消極的に——*купели* を同族による買戻し権の範囲から除外することによって、そして積極的に——同族による買戻し権を含む *вотчинники* の諸権利全体を新な所有者に認めることによって」、「新な所有者への *купели* の確保」を考えていたのである。⁵⁾

第四の制限は、「形式上は同族による買戻し権を有した *родичи* に対してすらこの権利の行使を困難にした」ような制約が、実際の買戻しに際してつけられていることである。この制約には二種類のものがあり、その一つは、*Судебник* が「*вотчина* の買戻し価格の規制を拒否して、売手に買戻し価格の問題における完全な自由を与えて」いることである (§3)。⁶⁾ もう一つは、「他人の貨幣による *вотчина* の買戻しの禁止と、その論理

1) *Судебник* 1550 г., стр. 318-19

2) *Судебник* 1550 г., стр. 319-20

3) *М. Ф. Владимирский-Буданов, Обзор истории русского права, стр. 554*

4) *Судебник* 1550 г., стр. 320

5) Там же, стр. 320-21

6) §3は文中の <продавцы> の理解をめぐって、すなわちいかなる <продавцы> がその *вотчина* を <купити полюбовно> するのかという点をめぐって、以前から研究者の間に意見の対立のある部分である。すなわち、この <продавцы> を *К. А. Неволин* は §1 の <кто вотчину

的帰結としての、買戻した вотчина の売却乃至抵当の禁止」である (§7)。「二つとも同族による買戻し権の行使の可能性を極度にむずかしくしたから、родовые вотчины の買手の利益をまもる立場から作られた」ものといえることができる。¹⁾

「85条は、вотчинники の利益に打撃を加え、бояле や княжья の家の同族的連帯を弱めて、вотчина の土地の移動を容易にし、それが新しい人びとの手に移るのを促進した。それゆえ85条は、княжата と бояре に敵対的な方策、イヴァン4世の反 бояре 的土地政策の表現と評価さるべきである。」²⁾

—未完—

продаст> の <кто>, М. Ф. Владимирский-Буданов は <дети продавца и послухи-родичи>, С. В. Рождественский は <братья, сестры и племянники, конечно, за исключением тех, которые своим рукоприкладством слили свою личность с личностью продавца> としていた。(См. И. Смирнов, Судебник 1550 г., стр. 321-2, прим.; Судебники XV-XVI веков, стр. 302-3) И. Смирнов は、「Судебник は売手の子供と証人たる傍系親族から買戻し権をを無条件に奪っている。」「вотчина の売り手の子供からの買戻し権の剥奪は、売手はなおさらのことこの権利をもたないことを前提 としている。」として、Владимирский-Буданов と Неволин の解釈を共に退け、Рождественский の解釈をとった。(Судебник 1550 г., стр. 322, прим.)そして彼は問題の <продавцы> を <родственники лица, продавшего свою родовую вотчину, выкупающие ее теперь в порядке осуществления парва родового выкупа; «продавцами» они названы потому, что они являются родичами действительного продавца> とした。(Там же, стр. 321)

1) Судебник 1550 г., стр. 321-2

2) Там же, стр. 322

CHARACTER OF THE REFORMS UNDER THE REIGN OF IVAN IV.

On the interpretations of the Article 85 of the *Sudebnik* (1550)

Shigeto TORIYAMA

(Part One)

In this issue only the first half of this paper is printed, and the second half will appear in the next issue of the same journal (No. 6). The English summary of which will be attached to the latter. Here, only the contents of the whole are given.

- (1) The «Compromise» theory and its critics.
- (2) Studies of the *Sudebnik* by I. I. Smirnov and B. A. Romanov; and the Article 85.
- (3) I. I. Smirnov's interpretation of the Article 85.
(printed in this issue)
- (4) Critique of I. I. Smirnov's interpretation by B. A. Romanov.
- (5) B. A. Romanov's reference to the *prigovor* (May 11th, 1551)
- (6) I. I. Smirnov's defence of his own position.
- (7) Conclusions: some comments.
(printed in the next issue)